

Ⅲ. 分担機関となる多機関共同研究であり、中央一括審査を他機関へ依頼する場合

(中央一括審査を行う研究へ参画する前に、委員会の事前確認が必要です)

※フロー図「他機関における中央一括審査手続きフローチャート」参照

1. 必要書類準備

- ☐ (様式あり)中央一括審査確認書
- ☐ (様式あり)臨床研究に係る利益相反状況に関する自己申告書 **※要押印**
- ☐ 主機関で作成した研究計画書 ※暫定版でも可

2. 書類提出

- ☐ 上記書類をメール添付で電子ファイルにて倫理審査係へ提出
 ※倫理審査係メールアドレス：krinken@acs.u-ryukyu.ac.jp
- ※「臨床研究に係る利益相反状況に関する自己申告書」のみ押印済の紙媒体も必要

3. 事前レビュー該当確認・主機関との連絡

(事前レビューなし)	(事前レビューあり)
☐ 事前レビューが不要であると倫理審査係から連絡	☐ 事前レビューが必要であると倫理審査係から連絡があり、研究計画書、同意説明文書等を主機関から取り寄せ ☐ 事前レビュー実施、「適当」と判断され次第、中央一括審査への依頼の許可連絡
☐ 主機関へ中央一括審査の依頼を行う	
☐ 主機関から中央一括審査で承認の結果の連絡があり次第、以下書類を倫理審査係へ提出	
☐ 中央一括審査を行う委員会で審議された資料一式	
☐ 委員会の審査結果通知書	

※主機関の委員会で承認されても、大学での研究実施が許可されるまでは研究を開始できません。

4. 結果通知

□ 学長からの研究実施許可が倫理審査係から届き次第、研究実施開始。

＜オプトアウト文書を用いた研究の場合＞

- ☐ 研究実施許可が届き次第、「臨床研究情報掲載・削除依頼書」を委員会で承認されたオプトアウト文書と合わせて倫理審査係 (krinken@acs.u-ryukyu.ac.jp) へ提出すること。